

第2期豊中市スポーツ推進計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本市では、市民がスポーツの多様な効果・効用を一層享受し、豊かな生活を営むことを資するよう、市民の参画と多様な主体の協働により、効果的な取組みを展開していくことをめざし、平成25年(2013年)3月に「豊中市スポーツ推進ビジョン」を策定しました。この中で、「スポーツではぐくむ 元気なひと・まち・未来～すべての市民が、それぞれの関心や目的に応じたスポーツに親しみ、健康で活気に満ち、ひとやまちとのつながりにあふれたスポーツ文化の推進～」をめざすべき姿(目標像)として定め、ビジョンの実現に向けて体系的・計画的に具体的な方策を推進するため、平成26年(2014年)3月に豊中市スポーツ推進計画(以下「現行計画」という。)を策定し、スポーツ・レクリエーション活動を行う機会を提供するため、具体的な取組みを進めてきました。

本業務は、現行計画における施策やその効果を検証し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について考慮した、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする、第2期豊中市スポーツ推進計画を策定するものです。

3. 公募型プロポーザル方式採用理由

現行計画や施策の整理、体系化を含め、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するため、企画提案の公募型プロポーザルを行います。

3. 業務概要

(1) 業務の名称

第2期豊中市スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 業務の内容

別紙「第2期豊中市スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書」参照

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

(4) 提案上限額

3,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではありません。

4. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加

除外措置を受けていないこと。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 日程（いずれも、令和4年（2022年））

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 実施要領等の公表 | 4月25日（月） |
| (2) 現地説明会 | 4月27日（水）10時00分～ |
| (3) 質問事項の締切 | 5月6日（金）17時15分まで |
| (4) 質問事項への回答 | 5月12日（木） |
| (5) 応募書類提出期限 | 5月20日（金）17時15分まで |
| (6) 書類審査結果通知発送 | 5月23日（月）[予定] ※応募者が5者未満の場合
5月26日（木）[予定] ※応募者が5者以上の場合 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 6月2日（木）[予定] |
| (8) 結果通知発送 | 6月6日（月）[予定] |
| (9) 委託契約の締結 | 6月上旬 [予定] |

※質問、応募書類等は実施要領等の公表日から提出可能とする

6. 説明会の開催

- (1) 日時・場所

日時：令和4年（2022年）4月27日（水）10時00分から1時間程度

場所：豊中市役所第二庁舎4階 第1会議室

(2) 参加方法

電子メールに事業者名、参加者名、参加者数、連絡先を記載のうえ、令和4年（2022年）4月26日（火）までにスポーツ振興課へ申込みしてください。なお、現地説明会への参加は任意であり、現地説明会に不参加でも本プロポーザルに参加することができます。

7. 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、スポーツ振興課まで質問書（様式2）を電子メールにて提出してください。

(1) 提出期限

令和4年（2022年）5月6日（金）17時15分まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年（2022年）5月12日（木）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません。なお、電話等メール以外の方法で質問は受け付けません。

8. 応募方法

(1) 応募書類の種類

No	応募書類の内容	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	企画提案書 ※企画提案書は「9. 選定方法（3）評価項目」により、審査するため、この内容に留意して作成してください	任意様式
③	市の政策推進への協力が分かる根拠資料 ※「9. 選定方法（3）評価項目 3. その他」が審査できる資料を提出してください	任意様式
④	業務経歴書	様式3
⑤	実績として他市町村の計画書（複数ある場合は代表的なもの）	—
⑥	統括責任者及び担当者の実務実績調書	様式4
⑦	業務実施体制調書	様式5
⑧	見積書	様式6
⑨	見積の内訳書	任意様式
⑩	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑪	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書	様式7

(2) 提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない）・郵送・電子メールのいずれかとします。

(3) 提出先

都市活力部 スポーツ振興課（後記13. 応募先、質問先及び問い合わせ先を参照）

※提出後の書類の返却には応じません。

(4) 提出期限

令和4年(2022年)5月20日(金)必着(持参の場合は、17時15分まで)

※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(5) 提出部数

正本1部、企画提案書のみ副本8部(電子メールの場合は、正本1部)

※項目ごとのインデックスをつけてください。

9. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション審査)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。ただし、第1次審査は5者以上の応募があった場合のみ実施し、採点順位4位以内の提案者のみ第2次審査への参加ができるものとします。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

① 日 時：令和4年(2022年)6月2日(木) [予定]

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、第2次審査をオンライン開催する可能性があります。

② 発表時間：30分程度(1提案者につき15分以内のプレゼンテーションのあと、審査会委員との15分程度質疑応答)

③ プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

④ その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査結果の通知

結果は令和4年(2022年)6月6日(月) [予定]に郵送にて発送します。

(3) 評価項目

項目	評価のポイント	配点
1. 提案内容	・ 「第2期豊中市スポーツ推進計画」骨子及び素案策定にあたっての基本方向の整理と論点設定の具体的方策	
	① これまでの本市のスポーツ推進施策の振り返りと令和3年度に実施した「スポーツ推進についてのアンケート 子どもの運動やスポーツについてのアンケート」の結果をふまえ、本市が推進していくべき施策の方向性を整理するにあたっての方策	15点
	② 第3期スポーツ基本計画、第3次大阪府スポーツ推進計画、他自治体のスポーツ推進計画をふまえ、本市の特性を活かし、現実的かつ具体的な施策として実施できる項目の提案	15点

	③施策に対する評価指標の考え方及び評価方法の提案	15点
	④計画本編、概要版及び報告書について、市民が読みやすく、また親しみをもてるレイアウトなどの工夫	10点
	⑤その他（上記以外で貴社が提案したい事項）	10点
2. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか ・ 従事するスタッフの経歴や保有している資格 ・ 類似する業務の実績について 	10点
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の政策推進への協力について ・ 特別職・管理職への積極的な女性登用や女性のキャリアアップ支援、女性の働き方改革の推進等を行っているか 	5点
4. 費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案に対して妥当な積算額となっているか 	20点
5. 処分歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある 	内容に応じて減点

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

- ① 最優秀提案事業者の名称、採点結果及び提案額
- ② 最優秀提案事業者の選定理由
- ③ 全提案事業者の名称
- ④ 全提案事業者の採点結果
- ⑤ 審査委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

10. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとし、この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

11. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 本案件期間中に、前記4. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・ 一団体に複数の提案をしたとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき

- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

1 2. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- ③ 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④ 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- ⑤ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。
- ⑥ プロポーザル参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかにスポーツ振興課まで連絡するとともに、参加辞退届(様式8)を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

1 3. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 都市活力部 スポーツ振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-3309 FAX：06-6858-3864

Mail：suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

【参考】

○豊中市スポーツ推進ビジョン・豊中市スポーツ推進計画

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/houkoku/keikaku_housin/jinken/sportssuishinkeiku.html

○豊中市スポーツ推進計画事業実施状況及び評価報告書 令和2年度(2020年度)実施分

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shingikai/fuzokukikan/soshikibetsu/tosikaturyoku/sports/sports/toushin/r310tousin.files/r310tousinbettenn.pdf>

○第2期豊中市スポーツ推進計画の策定にかかるアンケート調査結果

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/sports/sportssurvey.html

○第3期スポーツ基本計画

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

○第3次大阪府スポーツ推進計画の策定について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/sportplan3/index.html>